

高野店長裁判に関する日本マクドナルドユニオン声明 (1/29)

2008/01/29

日本マクドナルドユニオン
執行委員長 栗原 弘昭

1/28 東京地方裁判所は、高野店長が会社に「店長は管理監督職にあたらぬ」として、時間外・休日労働手当を請求した訴訟に対する判決を言い渡しました。判決は、「日本マクドナルド㈱の直営店の店長は、」店舗内においては大きな役割を果たすが、その権限・待遇、労働時間の自由裁量などを検討すると会社経営と一体的な労働基準法第41条に該当する「管理監督職」ではないと判断し、残業・休日労働手当の支払いを命じました。

高野店長が勝訴されたことで「店長が管理監督職ではない」ということが明確となりました。これまでひとりで会社に闘いを挑んでこられた勇気に敬意を表し、こうした判決がだされたことに感謝します。会社は、早速控訴することを表明しており、今後の道も簡単なものではないかもしれません。

管理職に相応しい給与、権限、自由裁量権を与えるか、管理監督職ではないと認めるかの選択なのですが、マクドナルドはそのどちらも行わないという可能性もあります。店舗の予算も組めず、安い給与で残業代も支給されない店長が本当の管理職でしょうか？ 私たち日本マクドナルドユニオンはそのような矛盾点を正していくのが目的で結成されたのです。

また、現役の同僚店長、直属の上司を被告人証人として出廷させ「能力のない高野店長個人の問題」と証言させた会社が、ピープルビジネスをいう資格があるのでしょうか？ 「人間関係の重要性を説くのはビジネス上の事だけである」と会社自ら証明したようなものです。

会社の主張する「管理監督者」の要件をマクドナルドの現役店長が満たしているか？

それは全国のマクドナルドの店長自身が、一番理解しているはずで。

今後もマクドナルドユニオンは高野店長を支援していきます。

そして私たち日本マクドナルドユニオンも店長は会社が言うように「管理監督職ではない」ということを前提に、残業手当支給問題、待遇、権限などについての会社との交渉を強化することを表明します。

ひとりの力では限界があります、多くの力を束ねれば不可能を可能にもできます、全国の店長の皆さん、ユニオンに加入してください。

高野裁判は新聞、TV各社で大きく取り扱われました。全国の様々な「店長」と言われる人たちに大変な影響を与えることになりました。

その会社の私たちが、ちゃんと勇気を出してしっかりと会社を変えましょう。日本マクドナルドのみなさん、ご協力をお願いします。